



平成 30 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 さが美グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西脇 秀雄
(コード番号 8201 東証第一部)
問合せ先 執行役員(業務本部長) 井上 岳治
(TEL. 0463-52-0860)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び 定款の一部変更等の承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 24 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 7 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更等に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 30 年 8 月 28 日から同年 9 月 25 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 30 年 9 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

平成 30 年 7 月 24 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、ご承認をお願いしたものといたします。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、4,360,222 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

39,581,860 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

39,581,869 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が平成 30 年 5 月 29 日に公表した第 44 期有価証券報告書に記載された平成 30 年 2 月 28 日時点の発行済株式総数 (40,834,607 株) から、当社が平成 30 年 7 月 24 日開催の取締役会において決議した、平成 30 年 9 月 28 日付で消却する予定の、平成 30 年 7 月 17 日時点で当社が所有する自己株式の数 (1,252,738 株) を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

9 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

36 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ベルーナ (以下「ベルーナ」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をベルーナに売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、ベルーナによる当社株式に対する公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格と同額である 150 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第 2 号議案 定款一部変更の件

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 36 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 9 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 1,000 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条 (単元株式数) 及び第 9 条 (単元未満株主の権利制限) の全文を削除するものであります。

③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はベルーナ 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 11 条 (基

準日)の全文を削除するものであります。

④ 上記記載の第7条及び第9条並びに第11条の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

3. 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

今後の事業拡大及び経営体制の強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名を増員することとし、形部幸裕氏の選任をお願いしたものといたします。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成30年8月28日(火曜日)
② 整理銘柄指定日	平成30年8月28日(火曜日)(予定)
③ 当社株式の最終売買日	平成30年9月25日(火曜日)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	平成30年9月26日(水曜日)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成30年9月30日(日曜日)(予定)

以 上